

運営会社⇒利用者

生活支援サービス契約書

利用者

サービス提供者

株式会社 T. S. I

生活支援サービス契約書

頭書

(1) サービス提供の場所

名 称	アンジェス八王子高尾
所在地	東京都八王子市館町 559 番 10
構造 規模	木造 2 階建て
階数 居室	階 号室
面積	居室面積 □18.20 m ² □18.40 m ²

(2) 契約期間

契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (2年間)
------	---------------------

(3) 利用料等その他

サービス利用料	
生活支援サービス利用料	27,500 円 (税込)
オプション利用料	別記生活支援サービス一覧表参照

(4) 生活支援サービス利用料等の支払い方法

支払方法	口座振替 ・ 振込
支払期日	翌月分生活支援サービス利用料及び消費税については前月 23 日 オプション利用料については、利用月の翌月 23 日
振込先	銀 行 三井住友銀行 支 店 中央支店(763) 普通預金 7739036 口座名義 株式会社 T. S. I 代表取締役 北山忠雄

(5) 当事者等

	氏 名	住 所	電 話 番 号
提供者（甲）	株式会社 T. S. I	京都市西京区桂南巽町 75-4	075-393-7177
利用者（乙）			
連帯保証人			
身元引受人			
賃借人 緊急連絡先			

サービス提供者 株式会社T. S. I (以下「甲」という)と利用者_____ (以下「乙」という)とは、頭書(1)【サービス提供の場所】に記載する物件(以下「本物件」という)における日常生活をサポートするサービス(以下「本サービス」という)に関し、生活支援サービス契約(以下「本契約」という)を次の通りに締結する。

第1条(契約期間・更新)

本契約の契約期間は、頭書(2)【契約期間】に記載のとおりとする。
ただし、本契約のうち、状況把握及び生活相談のサービスの提供について、賃貸借契約と不可分であり、契約期間についてはそれぞれが同一期間である事とする。

2. 本契約期間満了2ヶ月前までに、甲乙いずれかから文書により更新しない旨の通知を相手方に発しない限り、本契約は契約期間満了日の翌日から2年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第2条(目的)

乙は、本物件に居住する際の生活サポートの享受を目的として本契約を締結するものとする。

第3条(サービスの内容)

本サービスの内容は、別記2アンジェス八王子高尾生活支援サービス一覧表に記載のとおりとする。

2. 甲乙は、乙の心身の状況、乙の希望等に鑑み、双方の協議に基づき、別記2アンジェス八王子高尾生活支援サービス一覧表に記載の「オプション」から、乙が利用する「オプション」を選択するものとする。
3. 甲が乙に対して本サービスを提供するために要する備品、消耗品、水道光熱費等は、乙の負担とする。
4. 甲は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第19条の規定に基づき、サービスの提供に関する諸記録を作成し、各事業年度終了後2年間保存する。

第4条(利用料等)

乙は甲に対し、利用料等(以下「利用料等」という。)を、頭書(4)【生活支援サービス利用料等の支払い方法】に記載の支払い方法により支払うものとする。

2. 別記2アンジェス八王子高尾生活支援サービス一覧表の「オプション」欄に記載の本サービスが甲から乙に提供された場合、乙は、所定の費用を、頭書(4)【生活支援サービス利用料等の支払い方法】に記載の支払い方法により支払うものとする。
3. 乙の入居又は退去により、乙の本サービス利用期間が1ヶ月に満たない場合には、当該

月の利用料等は、1ヶ月を30日とする日割計算により算出するものとし、1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てするものとする。

第5条（遅延損害金）

乙が利用料等の全部または一部の支払いを遅延したときは、支払いを遅延した額に対して、遅延した期間の日数に応じ、年（365日あたり）14.6%の割合により算出した額に相当する遅延損害金を、遅延賃料等の支払と一緒に甲に支払わなければならない。

第6条（利用料等の改定）

甲は、次の各号に該当するときは利用料等を改定することができる。

- ①諸物価の上昇、経済事情の変動その他必要があると甲が認めたとき
- ②別記生活支援サービス一覧の項目の増加、その他必要があると甲が認めたとき

第7条（遵守義務）

乙は、本契約及び別途交付される本物件に関わる「入居事項説明書」で定められた規定等を充分に遵守するものとする。

第8条（契約終了時の精算）

本契約終了時において乙が利用料等を既に甲に支払っていた場合には、甲は、乙が支払済みの利用料等から、第4条3項の計算により算出される当該月の利用料等を控除し、その残額を乙に支払うものとする。

第9条（乙による契約解除）

乙は、契約期間内に本契約を解除しようとするときは、1ヶ月以上の予告期間をもって甲所定の契約解除届を提出するものとし、その記載された契約解除日をもって本契約は解除されるものとする。ただし、乙は、1ヶ月分の利用料等相当額を支払って即時に本契約を解除することができる。

2. 乙は、契約解除届提出後は、甲の書面による承諾がなければ、これを撤回、または取り消すことができない。

第10条（甲による契約解除）

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて催告した上で、本契約を解除することができる。

- ①利用料等の支払を拒絶し、または利用料等の支払を2ヶ月分以上滞納したとき
- ②利用料等の支払をたびたび遅滞することにより、支払能力がないものと甲が認め、且つ、

かかる遅滞が本契約における乙と甲との信頼関係を著しく害するものであると甲が認めたとき

- ③正当な理由なく本サービスの中止をしばしば繰り返したとき
 - ④乙または乙の家族が、甲または甲の従業員に、背信行為や社会通念上逸脱する行為を行ったとき。
2. 乙が他の居住者との共同生活の秩序を維持できないと甲が判断したときは、甲は、何らの催告を要することなく、即時に本契約を解除できるものとする。
3. 乙が死亡したとき及び賃貸借契約が終了したとき、本契約は当然に終了するものとする。

第11条（甲に対する通知義務）

乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲所定の書面によって通知し、予め甲の承諾を得なければならない。

- ①継続して1ヶ月以上本物件に居住しないとき
 - ②連帯保証人または身元引受人を変更するとき
2. 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲所定の書面によって、速やかに甲に通知しなければならない。
- ①連帯保証人または身元引受人が、住所、氏名、電話番号等を変更したとき
 - ②乙が成年被後見人、被保佐人、被補助人（以下、被後見人等という。）となったとき
 - ③連帯保証人もしくは身元引受人が死亡し、または被後見人等となったとき

第12条（甲の免責）

地震・風水害・落雷等の天災地変、火災、盗難等により生じた損害に対しては、甲は乙に対し、一切賠償の責を負わないものとする。

2. 前項に掲げる事由により、本物件が本契約の目的の用に供する事ができなくなった場合、本契約は当然に終了する。
3. 乙は、日常生活上発生した事故及び他の入居者や第三者との間のトラブルによる損害については、乙の自己の責任において処理するものとする。
4. 乙の故意または過失に起因する損害について、甲は責任を負わないものとする。

第13条（立入権）

甲は、本物件の管理上、建物保全・衛生・防犯・防火・救助その他必要があるときは、乙に事前に通知した上で本物件に立ち入り、これを点検し、適宜の措置を講ずることができる。ただし、緊急を要する場合は、甲は、事前の通知なしに本物件に立ち入ることができるものとし、かかる場合、乙は、甲の措置に協力しなければならない。

第14条（緊急対応）

甲は、本サービス実施中において、乙の心身の状態が急変した場合には、速やかに連帶

保証人または身元引受人に連絡をとるとともに、必要に応じて救急対応等の措置を講じる。

第15条（利用者、連帯保証人、身元引受人の義務）

乙、連帯保証人及び身元引受人は、本サービスを利用するにあたり、以下の義務を負う。

- ①乙の能力や健康状態についての情報を正しく甲に提供すること。
- ②他の利用者やその訪問者及び甲の職員の権利を侵害しないこと。
- ③甲またはその協力医師が定めた諸規則及び指示した事項に従うこと。
- ④甲が提供する各種のサービスに異議がある場合に、速やかに甲に知らせること。
- ⑤市町村及び介護保険法その他省令に基づく立ち入り調査について協力すること。

第16条（連帯保証人）

連帯保証人は、本契約に基づき乙が甲に対して負担する一切の債務について、乙と連帶して履行の責を負うものとする。

2. 連帯保証人の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とする。
3. 連帯保証人は、乙の心身状況によって特別な配慮が必要とされる場合において適切に対応し、本契約の解除等についての判断を乙に代って行うものとする。連帯保証人の判断に基づき本契約が解除された場合、連帯保証人は、責任をもって乙を引き取るものとする。
4. 甲は、連帯保証人が死亡したとき、または所在不明・無資力等の事由により連帯保証人の責を果たし得ないと認めたときは、乙に対して、連帯保証人の追加、または変更を求めることができる。この場合、乙は、直ちに甲の要求する条件を満たす連帯保証人を新たに選任するものとする。

第17条（身元引受人）

身元引受人は、乙の病気・死亡等の場合に、甲からの連絡、相談等に応じるものとする。

2. 身元引受人は、乙の心身状況によって特別な配慮が必要とされる場合において適切に対応し、本契約の解除等についての判断を乙に代って行うものとする。身元引受人の判断に基づき本契約が解除された場合、身元引受人は、責任をもって乙を引き取らなければならない。
3. 乙が他の居住者との共同生活の秩序を維持できないと甲が判断し、身元引受人との協議に基づき本契約が解除された場合、身元引受人は、責任をもって乙を引き取らなければならない。
4. 甲は、身元引受人が死亡したとき、または所在不明・無資力等の事由により身元引受人の責を果たし得ないと認めたときは、乙に対して、身元引受人の追加、または変更を求

めることができる。この場合、乙は、直ちに甲の要求する条件を満たす身元引受人を選任しなければならない。

5. 乙が死亡した場合、身元引受人は責任をもって本契約の終了手続を行い、本物件の明渡しを行うものとする。

第18条（合意管轄）

本契約に関する紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

第19条（苦情処理）

乙は、甲及び甲が提供するサービスに関して、いつでも苦情を申し立てができる。

2. 甲は、乙からの苦情等の適切な解決に努めるものとする。
3. 甲は、本条第1項に基づく苦情の申し立てに対応する責任者をあらかじめ定め、迅速かつ誠実に対応するものとする。
4. 甲は、乙が苦情の申し立て等を行ったことを理由として、何らの不利益な取り扱いをすることはない。

第20条（誠意処理）

本契約に定めのない事項または本契約の各条項の解釈上疑義が生じた事項については、乙、甲、連帯保証人及び身元引受人が誠意をもって協議し、解決するものとする。

以上本契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙、連帯保証人及び身元引受人署名捺印の上、甲・乙及び連帯保証人が各1通を保有し、身元引受人が写しを保有するものとする。

年　月　日

サービス提供者（甲）　住　所　京都市西京区桂南巽町 75-4

氏　名　株式会社 T.S.I
代表取締役 北山 忠雄
電話番号 075-393-7177

印

利用者　（乙）　住　所

氏　名
電話番号

印

連帯保証人　住　所

氏　名
電話番号

実印

続　柄

極度額　生活支援サービス費の 12 か月分

身元引受人　住　所

氏　名
電話番号

実印

続　柄

別記1 アンジェス八王子高尾	生活支援サービス一覧
	2023年11月現在
生活支援サービス基本料金は月額27,500円（税込）の定額制とする。	
■サービス提供方法	
日中1名以上の生活支援員が、午前9時～午後5時の間サービス提供を行います。 上記時間外は、緊急コールにて24時間対応しております。	
■状況把握サービス	
お食事や巡回の機会を利用して、1日に少なくとも6回の安否確認を行います。	
■コール対応	
各居室に緊急コール機器を配置しております。夜間常駐していない時間に通報があった場合には、併設施設の訪問介護職員が対応します。なお、併設の事業所職員はサービス付き高齢者向け住宅の職員と兼務です。	
■生活相談サービス	
一般的対応や紹介ができる相談に対し、助言を行います。 また、専門的な相談や助言のために、専門家や専門機関を紹介します。	
■アクティビティ	
レクリエーションやイベントの企画運営	
■フロント・コンシェルジュサービス	
保険証類、認印のお預かり 郵便・電話のお取次ぎ	

別記2 アンジェス八王子高尾 生活支援サービス一覧		2023年11月現在
項目	金額（税込）	
■安心パック		
オプション安心パック（外出系・人員補充が必要なレベルの特殊対応除く）交通費は別。	38,500円/月	
■健康		
薬の受け取り・お預かり・お渡し	8,800円/月	
服薬介助	330円/1日	
点眼薬、湿布、軟膏塗布、栄養剤などケアプラン時間外の対応	10日毎に各 440円又は月各1,100円(上限)	
体調不良時の対応(検温、クーリング等)	5,500円/1日 (0時基準)	
誘導(見守り)・移乗介助	1日 660円又は月 16,500円(上限)	
洗面、口腔ケア、着替等	220円/1回	
バイタルチェック	220円/1回	
通院介助	2,200円/30分	
頻度の多いコール呼出訪問、その他特殊な対応等(特殊対応)	1,100円/1日	
看取り対応	5,500円/1日	
水分の促し(介助あり)。日に2回	5,500円/月	
個別対応	訪問対応1回あたり5分まで無料。その後は550円/15分毎	
■安全・緊急対応		
救急車同乗、院内付き添い	4,400円/60分(60分超 2,200円/30分)	
■環境整備・洗濯		
居室清掃・衣類整理整頓	550円/15分	
つけおき洗い	550円/1回	
洗濯	550円/洗濯機・乾燥機 それぞれ1台につき	
洗濯機を使用できない洗い物	550円/15分	
本人・もしくは家族が洗濯機・乾燥機使用	週2回までは無償。 それ以上は 550円/1台につき	

外出介助（散歩・買い物）	2,200 円/30 分
ゴミ収集	1,100 円/月
入院中の洗濯対応	1,100 円/30 分 + 特殊対応 + 洗濯×台数
■入浴・排泄	
入浴介助、清拭	1,100 円/15 分
ポータブルトイレ清浄	220 円/1回 上限設定あり
排泄介助（声掛け・誘導）	220 円/1回 上限設定あり
排泄介助（尿・便・オムツ）	330 円/1回 上限設定あり
ストマ処理（介護職対応可能な場合）	550 円/1回 上限設定あり
失禁対応（シーツ・ラバーシーツ交換）	550 円/15 分
排泄介助上限	1,100 円/1日
排便チェック	1,100 円/月
2人介助が必要な場合	各項目金額×2倍
■アクティビティ	
行事参加費（材料費など月平均1,100円以内）	行事により別途参加費をお知らせ
■食事	
居室への配膳下膳	550 円/1回
食事介助	110 円/1回
お湯・レンジ使用。居室への配膳が必要な場合	550 円/15 分

*オプションサービスは基本的に9時～17時の間のみの対応になります。時間外・項目外の対応に関しては下記料金での対応になります。ただし、排泄介助（又は関連）・食事介助・月日単位サービスに関しては、時間外であっても、オプション表料金に準じます。

身体介助を伴う援助：1,100 円/15 分、生活援助：550 円/15 分、を目安とし対応させて頂きます。

*場合によりお受けできないサービスもあります。